

条項番号	改正前	改正後
<p>第23条 電子納品</p>	<p>第23条 電子納品</p> <p><u>電子納品については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</u></p> <p><u>電子納品については以下によるものとする。</u></p> <p>1 <u>工事着手時に電子データとして発注者から受領したデータについては、元データの保存を図るとともに、施工段階について監督員に電子データで提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>各種成果表は、WORD、EXCELまたはTEXT形式で、図面のCADデータはJWCAD (for Windows) とし、DXF、SFCまたはJWW形式で読み込めるものとする。</u></p> <p>3 <u>監督員との電子データのやりとりは、インターネットメールを利用するものとする。</u></p> <p>4 <u>電子データで取得できる成果等については、監督員が指定する電子記憶媒体 (例；SD、USB等) により提出するものとする。また記憶様式の説明書及び記録様式を示す出力用紙の一部を添付すること。</u></p> <p>5 <u>電子納品時のデータのウィルスチェック形式も明記するものとする。</u></p> <p>6 <u>その他の事項については、適宜監督員と協議するものとする。</u></p>	<p>第23条 電子納品</p> <p><u>兵庫県農政環境部農林水産局治山課が所管する森林土木工事における工事書類及び成果品の提出は、電子納品により実施することを基本とし、仕様・基準等については下記による。</u></p> <p>1 <u>準拠する仕様・基準</u>  <u>本県の森林土木工事における電子納品は、兵庫県県土整備部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針 (案)」（以下運用指針 (案)）に準拠して実施し、同運用指針 (案) で規定された電子納品要領、基準類、ガイドラインを参照すること。</u></p> <p>2 <u>電子納品を実施する工事</u>  <u>運用指針 (案) に規定された下記の対象工事について、電子納品を実施するものとする。</u>  <u>電子納品対象工事・・・設計金額2千万円以上の工事</u>  <u>ただし、下記の工事については対象外とする。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事</li> <li>・緊急施工が必要な災害復旧工事</li> </ul> <u>設計金額が2千万円未満や緊急施工が必要な災害復旧工事であっても、成果品を将来的な維持管理等に有効利用できる工事、または受注者より電子納品を希望する申し出があった工事については電子納品の対象とできる。</u></p> <p>3 <u>工事書類の提出方法 (紙と電子)</u>  <u>電子納品対象工事の工事書類の提出方法は、「工事書類作成の手引き」（兵庫県県土整備部）の「3-6 工事書類の提出方法 (紙と電子) の明確化」を参照して、受発注者間の事前協議によって決定し、協議結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」に取りまとめ工事打合せ簿により監督員に提出する。</u>  <u>電子納品対象工事ではない工事については、発注者の求めに応じて、下記により電子データを提出するものとする。</u>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>出来高図面、又は施工計画図面については、CADデータで提出し、図面のファイル形式はSFC形式とする。</u></li> <li>2) <u>各種成果表は、WORD、EXCELまたはTEXT形式とする。</u></li> <li>3) <u>電子データの提出または受領については、インターネットメール、または監督員が指定する電子記憶媒体 (例；SD、USB等) により行うものとする。</u></li> <li>4) <u>提出する電子データはウィルスチェックを実施するものとする。</u></li> <li>5) <u>その他の事項については、適宜監督員と協議するものとする。</u></li> </ol> </p>

新旧対照表(R02.08.01 改正)

条項番号	改正前	改正後
<p>第24条 工事写真管理</p>	<p>第24条 <u>工事写真帳</u>            1 <u>工事写真帳については、林野施工管理基準の規定によるが、その詳細については以下によるものとする。</u>  <u>工事写真は、電子媒体による読み込みができるものとし、提出時における有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。(記録形式はJPEGとし、非圧縮～圧縮率1/8までとする。)</u>            2 <u>工事写真帳の大きさは、A4版のパイプファイルとする。</u>            3 <u>その他の事項については、林野仕様書に準ずるものとし、必要に応じ監督員と協議し、監督員の指示に従うものとする。</u></p>	<p>第24条 <u>工事写真管理</u>  <u>工事写真管理については、森林整備保全事業工事写真管理基準並びに工事写真撮影要領(林野仕様書)に準拠すること。</u>  <u>電子納品対象工事については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」（兵庫県県土整備部）及び「デジタル写真管理情報基準」（国土交通省）に準拠して写真データを作成し、電子成果品として提出するものとする。</u></p>